

勤労市民ニュース

平成 28 年 1 月 15 日 No.100
編集発行 鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当
〒247-0056 鎌倉市大船 2-1-26
電 話 0 4 6 7 - 4 7 - 1 7 7 1
e メール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

平成 27 年 10 月 1 日スタート

若者雇用促進法に基づく新たな認定制度が始まります

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

認定を受けることによるメリット

【ハローワーク等で重点的 PR の実施】

若者からの応募増が期待できます。

【認定企業限定の就職面接会などの参加が可能】

正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。

【自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能】

若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であることを対外的にアピールすることができます。

【若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算】

認定企業が①キャリアアップ助成金②キャリア形成促進助成金③トライアル雇用奨励金の各種助成措置を活用する際、一定額が加算されます。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図る制度です。



＜認定マーク＞

詳しくは、

[若者応援宣言事業](#) [検索](#)

平成 28 年 4 月 1 日～

女性の職場における活躍を推進する

女性活躍推進法が成立しました

301 人以上の労働者を雇用する事業主の皆さまへ



平成 28 年 4 月 1 日から、労働者 301 人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が新たに義務づけられることとなります。これにより、平成 28 年 4 月 1 日までに、

- ①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析…採用者に占める女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性率を把握・課題分析
- ②行動計画の策定・届出…行動計画の策定（計画期間・数値目標・取組内容・取組の実施時期）・都道府県労働局への届出と労働者への周知・外部への公表
- ③情報公表…自社の女性の活躍に関する情報を公表などを行う必要があります。

詳しくは、

[女性活躍推進法特集ページ](#) [検索](#)



必ずチェック！ 最低賃金 使用者も、労働者も。

地域別最低賃金が平成27年10月18日から改正となりました。

神奈川県最低賃金は、時間額 **905** 円です。

最低賃金制度は、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。最低賃金には、「地域別最低賃金」と特定の産業が対象の「特定最低賃金」※があります。

※平成27年度の特定最低賃金は改正見送りとなったため、全業種において地域別最低賃金が適用されます。

チェック方法は、最低賃金額以上となっているかは、チェックしたい賃金を時間額にして、最低賃金額と比較します。

- (1) 時間給の場合 時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)
- (2) 日給の場合 日給 \div 1日の平均所定労働時間 (時間額に換算) \geq 最低賃金額 (時間額)
- (3) 月給の場合 月給 \div 1か月の平均所定労働時間 (時間額に換算) \geq 最低賃金額 (時間額)
- (4) 上記(1)(2)(3)が組み合わさっている場合

- ① 基本給 (日給) (2) の計算で時間額を出す
- ② 各手当 (月給) (3) の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額 (時間額)

詳細は、神奈川県労働局賃金課
045-211-7354



民間企業における障害者雇用の状況

藤沢公共職業安定所管内の民間企業における障害者雇用の状況は、平成27年6月1日現在、以下のとおりです。

藤沢公共職業安定所管内企業の障害者実雇用率[%]	1.72
対象企業数[社]	322
法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数[人]	60,711.5
障害者の数[人]	1,046.0
対象企業における法定雇用率の達成状況	
法定雇用率達成企業の数[社]	147
法定雇用率達成企業の割合[%]	45.7

(注)

- ① [対象企業数]とは、藤沢公共職業安定所管内に本社を有する障害者の雇用義務のある企業(50人以上の規模の企業)の数である。
- ② [法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数]とは、常用労働者数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者

が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

- ③ [障害者の数]とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

資料出所：神奈川県労働局職業安定部職業対策課

湘南合同就職面接会

お仕事を探している方を対象に、正社員限定求人の合同就職面接会を開催します。
予約は不要・入場無料・入退場自由・複数の企業との面接可能です。履歴書を複数ご用意ください。

平成 28 年 1 月 27 日 (水) 13:00~15:30 (受付時間 12:30~)

藤沢商工会館ミナパーク 6 階多目的ホール
(藤沢市藤沢 607 番地 1)

主催：ハローワーク藤沢・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町

共催：神奈川県

後援：鎌倉商工会議所・藤沢商工会議所・茅ヶ崎商工会議所・寒川商工会

参加企業数
30 社予定

詳しい問合せ先は、ハローワーク藤沢・職業相談部門 0466-23-8609 (41#)

鎌倉市では、湘南・横浜若者サポートステーションを支援しています。

SHONAN

湘南・横浜 若者サポートステーション

厚生労働省委託事業

(株) K2インターナショナルジャパン TEL:0467-42-0203

湘南・横浜若者サポートステーションは、働くことや自立に不安を抱えていたり、悩みを持っている方のための相談室です。キャリアカウンセラーなど、若者支援に経験のあるスタッフが、皆さんが抱えている悩みや不安を聞いて、具体的に行動するためのお手伝いをしています。

経験と実績に基づいた相談支援と独自の就労の場づくり、丁寧な支援が強みです。

対象：15 歳以上 40 歳未満の方とその家族

神奈川県鎌倉市小袋谷 1-6-1 2・3 階

TEL 0467-42-0203

月～金曜日 10 時～18 時

(祝祭日、毎月第 1 木曜日休館)

JR 大船駅東口から徒歩 5 分ほど!!

しおかせ湘南

～ご加入をご検討してみませんか～

(湘南勤労者福祉サービスセンター) 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市内にある中小企業・個人事業所の事業主と従業員のために「事業主」「行政」「サービスセンター」の連携により福利厚生制度を充実させ勤労者等の福祉向上と地域産業を活性化させる目的とした制度です。

加入のメリット

事業主…従業員の福利厚生が図れる・企業の人材確保や
従業員の定着が期待できる・税制面の優遇が図れる。

従業員…各種事業・各種施設を割引価格で利用でき、
各種イベントの情報を得られる。



お問い合わせ・資料請求は

0466-50-3900

平日 8:30~17:15 (正午~13:00 除)

土日祝休



「鎌倉市企業情報発信・交流サイト」

<http://kamakura-kigyou.com>

ご利用ください!!

鎌倉市では、地元企業のPR、企業間でのビジネス交流、求職者と企業のマッチング機会の創出及び地域産業の活性化を図ることを目的とした公式サイト「鎌倉市企業情報発信・交流サイト」を開設しています。このサイトから、無料で、求人情報の発信もできます。

ハローワークや求人情報誌での募集に加えて、鎌倉市ホームページでも求人情報を発信してみませんか。



問合せ先

鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当

TEL 0467-47-1771



★★各種相談★★

上司に毎日どなられるけれど、我慢しなければダメ?

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまぐらの毎月1日号に掲載しております。些細なことだと遠慮せず、電話予約のうえ、お気軽にご利用ください。解決の糸口が見つかるかもしれません。

パートには有休休暇はないの? 雇用保険は?

契約途中だったのに、理由も知らされず解雇されたのだけど...



予約・申込み

鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当

TEL 0467-47-1771

(予約受付は原則前月20日から)



- メールによる労働相談** 労働問題全般にわたり、社会保険労務士が回答いたします。
市のホームページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/msodan.html>) から相談を。回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。回答をご覧になってご不明な点は、面談による労働相談をご利用ください。
- 労働相談** 職場での様々な労働問題や年金問題等に社会保険労務士が回答いたします。
- 労働法律相談** 勤労者の直面する法律問題に弁護士がアドバイスします。
- メンタルヘルスカウンセリング** 職場や日常生活のストレスで悩んでいるご本人、その同僚や家族の方の相談に、産業カウンセラーが応じます。
- 就職支援相談** キャリアコンサルタントによる相談です。就職活動に関する事なら何でもご相談ください。お子さまの就職を心配されるご家族のご相談もお受けしています。

